

## 医療費通知の医療費控除対応についての大事なお知らせ

平素は、国民健康保険組合の事業運営に多大なご協力とご理解をいただき厚く御礼申し上げます。

平成29年3月31日付けで厚生労働省保険局より「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」において、税制改正大綱及び所得税法等改正法第1条の規定による改正後の所得税法により、医療費控除の申告手続きが改正され、医療費通知を医療費の明細書として確定申告書に添付した場合には医療費の領収書の保存を要しない事とされました。

しかしながら、この通知書については色々な不整合が生じてくる場合がありますので、各々でご理解の上ご活用頂くように宜しくお願いいたします。

不整合と考えられる内容について以下に列挙いたしますが、他にもあるかと思われます。参考としてご承知下さい。

- ① 自己負担額の計算により発生する端数や、診療報酬の減額査定があった場合、実際に医療機関窓口で支払った金額（領収書の金額）と医療費通知の自己負担額欄の金額と不一致が生じる事があります。
- ② 過誤再審査で医療機関に返戻となった場合、重複して通知される事があります。
- ③ 交通事故や、第三者行為の求償対象になった診療についても、国民健康保険を使用した場合は通知されます。
- ④ 補装具や療養費等の支払いで国保組合から償還払いを受けた療養や診療は通知されません。
- ⑤ 歯列矯正やインプラント等、国民健康保険適用外の治療を受けたものは通知されません。
- ⑥ 紛失された医療費通知は、再発行ができません。大切に保管して下さい。医療費通知書をなくされた場合は、領収書が必要となります。

また、医療費通知本書の注意書きもご覧頂けるようお願いいたします。

他の不明なお問い合わせについては、食品国保（075-254-8383）までお問い合わせ下さい。

但し、診療行為や処方箋の内容についてはおこたえできません。